

# 「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(令和5年7月1日現在)」の概要

令和6年3月 総務省自治行政局市町村課

## 共同処理の総数及び関係団体数

- ・ 共同処理の総件数 9, 466件 (121件の増)
- ・ 関係団体数 延べ22, 649団体 (184団体の増)

※増減は前回調査(令和3年7月1日現在)との比較による。以下同じ。

### 〔増要因〕

- ・ 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の増加
- ・ 事務の委託の増加 等

## 共同処理の方式別の活用状況

- ・ 事務の委託 6, 815件 (72.0%)
- ・ 一部事務組合 1, 392件 (14.7%)
- ・ 連携協約 467件 (4.9%)

※括弧内の割合は共同処理の総件数に占める割合

### 〔前回調査との比較〕

- ・ 連携協約 64件の増加 (連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の増)
- ・ 協議会 16件の増加 (消防の広域化のため消防指令業務に関する事務の増、青少年の補導・健全育成等に関する事務の減)
- ・ 機関等の共同設置 5件の減少 (一部事務組合の設立及び加入に伴う、共同設置の廃止による減)
- ・ 事務の委託 63件の増加 (行政不服審査法上の附属機関に関する事務の委託の増)
- ・ 事務の代替執行 増減無し
- ・ 一部事務組合 17件の減少 (一部事務組合の統合による減)
- ・ 広域連合 1件の増加 (水道事業に関する広域連合の設立による増)
- ・ 地方開発事業団 1件の減少 (青森県新産業都市建設事業団の解散による減)

※括弧内は増減の主な理由

## 事務の種類別の状況

### 〔前回調査との比較〕

- ・ 行政不服審査法上の附属機関に関する事務 38件の増加 (同事務に係る事務の委託の増)
- ・ 下水道に関する事務 29件の増加 (生活処理排水事業に関する連携協約の増)
- ・ 消防に関する事務 29件の増加 (同事務に係る事務の委託等の増)

※括弧内は増加の主な理由

### 設置主体別の状況

- ・市町村相互間 7,090件 (74.9%)
- ・都道府県と市町村相互間 2,337件 (24.7%)
- ・都道府県相互間 39件 (0.4%)

### 一部事務組合及び広域連合の構成団体数別の状況

#### 〔一部事務組合の構成団体数〕

- ・2団体 493組合 (35.4%)
- ・3団体 338組合 (24.3%)
- ・4団体 180組合 (12.9%)

#### 〔広域連合の構成団体数〕

- ・10団体以上 61広域連合 (52.1%)  
うち後期高齢者医療広域連合 47広域連合

※括弧内は一部事務組合又は広域連合の総数に占める割合

## 第1 調査の趣旨

総務省では、地方公共団体間における事務の共同処理の状況を把握するため、従来から隔年で調査を実施してきた。

令和5年度においても、令和5年7月1日現在における連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団による事務の共同処理の状況について調査し、その結果をとりまとめた。

## 第2 調査結果の概要

### 1 共同処理の総数及び関係団体

- (1) 共同処理の総件数は、9,466件、関係団体は延べ22,649団体である。
- (2) 連携協約の増加や、事務の委託等の増加により前回調査（令和3年7月1日現在）から総件数は121件、関係団体数は184団体増加している。

### 2 処理方式別の状況

- (1) 処理方式では、事務の委託が6,815件で最も多く全体の72.0%を占めている。以下、一部事務組合1,392件（14.7%）、連携協約467件（4.9%）の順となっている（図1）。
- (2) 連携協約では、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約が348件\*となっており、全体の74.5%を占めている。それ以外の連携協約では、消費生活相談に関する事務が40件（8.6%）で最も多く、次いで病院・診療所に関する事務各15件（3.2%）となっている（その他を除く）。（※ 連携協約締結に基づく連携中枢都市圏の数は37圏域。）  
前回調査との比較では、新たな連携中枢都市圏の形成に伴う連携協約の締結や、生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結により連携協約の件数は全体で64件増加している。
- (3) 協議会では、消防に関する事務が59件（26.0%）で最も多く、次いで、救急に関する事務26件（11.5%）となっている。前回調査との比較では、消防の広域化のため、消防指令業務に関する事務等に係る協議会の設置等により16件増加している。
- (4) 機関等の共同設置では、介護区分認定審査に関する事務が128件（28.8%）で最も多く、以下、公平委員会に関する事務106件（23.8%）、障害区分認定審査に関する事務106件（23.8%）の順となっている。前回調査との比較では、一部事務組合の設立及び加入に伴う、共同設置の廃止等により、5件減少している。
- (5) 事務の委託では、住民票の写し等の交付に関する事務が1,338件（19.6%）で最も多く、以下、公平委員会に関する事務1,167件（17.1%）、競艇に関する事務864件（12.7%）の順となっている。前回調査との比較では、行政不服審査法上の附属機関に関する事務の、県への一元化等の委託の増加により63件増加している。
- (6) 事務の代替執行では、簡易水道、公害防止、水道事業に関する事務がそれぞれ1件ずつ（計3件）あり、前回調査から変わっていない。
- (7) 一部事務組合では、ごみ処理に関する事務が387件（27.8%）で最も多く、以下、し尿処理に関する事務304件（21.8%）、消防・救急に関する事務、各267件（19.2%）の順となっている。前回調査との比較では、事務の広域化のための、一部事務

組合の統合等により17件減少している。

- (8) 一部事務組合の設置件数の推移は、昭和42年から昭和49年まで、毎年ほぼ同じ割合で増加し、昭和49年には3,039件に達したが、それ以降、昭和53年には多少の増加を示しているものの、すう勢的に減少している(図2)。これは、主に複合的一部事務組合制度の創設(昭和49年)により、一部事務組合同士の統合が進んだためと考えられる。その後、平成の合併以降、減少傾向に拍車がかかっている。近年は、事務の広域化のため、一部事務組合の統合による減や、一部事務組合を解散し、他の共同処理(事務委託等)を活用する事例などが多くなってきており、前回調査に引き続き、一部事務組合は減少している。
- (9) 広域連合の設置件数は、平成19年に各都道府県で後期高齢者医療広域連合が設置されたこともあり100件を超えている(図2)。前回調査と比較では、水道の広域化のため、水道事業に関する広域連合の設立により1件増加している。

### 3 事務の種類別の状況

- (1) 事務の種類別にその件数をみると、総件数12,089件に対し、住民票の写し等の交付に関する事務が1,338件で全体の11.1%と最も多く、以下、公平委員会に関する事務1,289件(10.7%)、競艇に関する事務891件(7.4%)、ごみ処理に関する事務557件(4.6%)の順となっている。
- (2) 前回調査との比較では、主な増減として、事務の委託等の増加により、行政不服審査法上の附属機関に関する事務が38件、消防に関する事務(消防指令業務における共同運用事務等)が29件増加している。また、連携協約の新規締結等により下水道に関する事務が29件増加している。一方、し尿処理に関する事務は、組合で管理・運営するし尿処理施設のし尿等の処理量の減少による解散等により1件減少している。なお、総件数としては、30件の増加となっている。

### 4 設置主体別の状況

- (1) 設置主体では、市町村相互間によるものが7,090件(全体の74.9%)となっている。そのうち共同処理方式別では事務の委託が4,579件(64.6%)、一部事務組合が1,356件(19.1%)となっている。また、都道府県と市町村相互間によるものは2,337件(全体の24.7%)となっており、そのうち共同処理方式別では事務の委託が2,200件(94.1%)となっている。
- (2) 前回調査との比較では、市町村相互間によるものは35件増加し、都道府県と市町村相互間によるものは82件増加している。

### 5 一部事務組合及び広域連合の構成団体数別の状況

- (1) 一部事務組合は、構成団体が2団体のものが493組合で全体の35.4%と最も多く、以下、3団体のもの338組合(24.3%)、4団体のもの180組合(12.9%)の順となっており、あわせて全体の7割を超えている。
- (2) 広域連合は、構成団体が3団体のものが17広域連合で全体の14.5%と最も多く、以下、10~19団体のもの16広域連合(13.7%)、20~29団体のもの14広域連合(12.0%)、30~39団体のもの13広域連合(11.1%)の順となっている。広域

連合は、都道府県内全市区町村で構成する後期高齢者医療広域連合の数が多く（47広域連合）、構成団体が10団体以上のもので61広域連合と全体の5割を超えている。

図1 共同処理の方式別割合

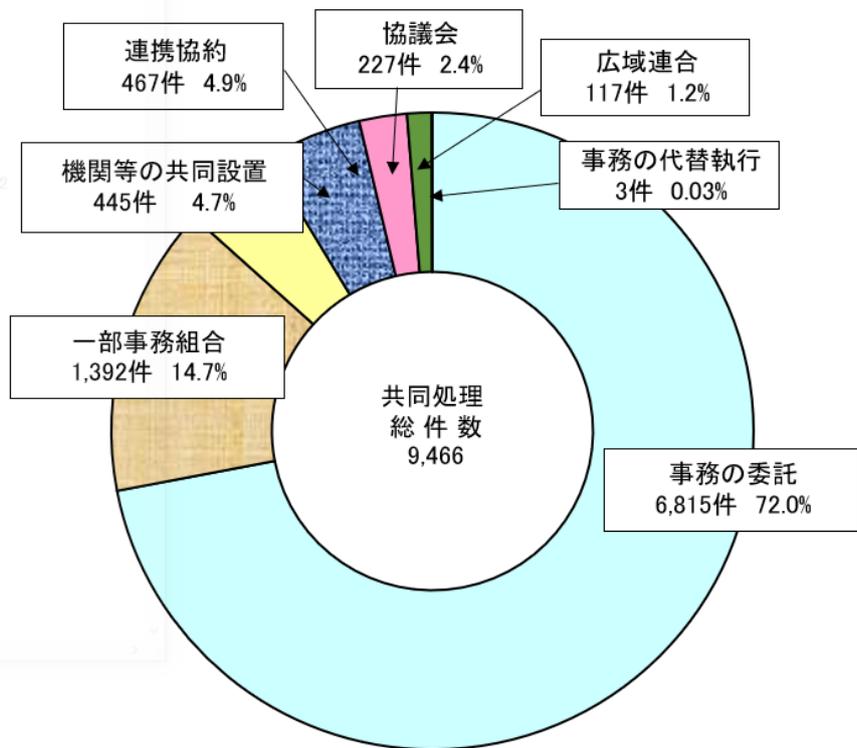
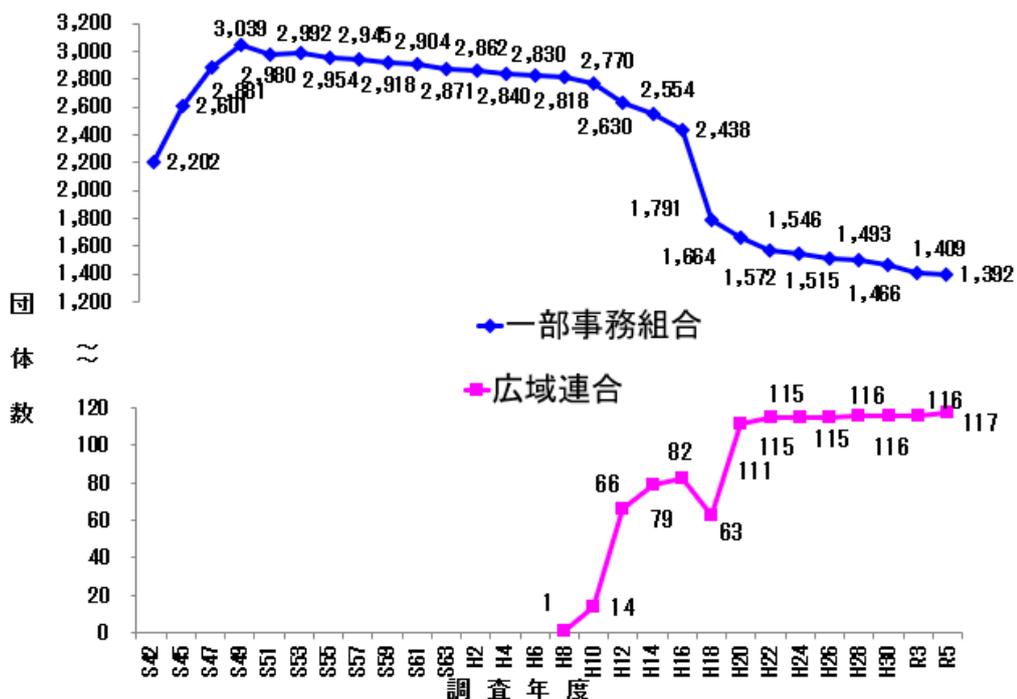


図2 一部事務組合及び広域連合設置件数の推移

一部事務組合・広域連合の団体数の推移



## 共同処理別構成団体の状況

(設置数)

共同処理方式	構成団体別 都道府県相互間 A	2以上の都道府県にわたるもの		1都道府県内のもの		都道府県 市町村相互間 B+D	市町村相互間 C+E	計 A+B+C+D+E	前回(R3) 調査結果	増減 (R5)-(R3)
		都道府県 市町村相互間 B	市町村相互間 C	都道府県 市町村相互間 D	市町村相互間 E					
1 連携協約	-	-	19	58	390	58	409	467	403	64
2 協議会	1	4	2	12	208	16	210	227	211	16
3 機関等の共同設置	-	-	2	19	424	19	426	445	450	-5
4 事務の委託	36	59	831	2,141	3,748	2,200	4,579	6,815	6,752	63
5 事務の代替執行	-	-	-	2	1	2	1	3	3	-
6 一部事務組合	2	-	17	34	1,339	34	1,356	1,392	1,409	-17
7 広域連合	-	1	-	7	109	8	109	117	116	1
8 地方開発事業団	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-1
計	39	64	871	2,273	6,219	2,337	7,090	9,466	9,345	121
構成比(%)	0.4%	0.7%	9.2%	24.0%	65.7%	24.7%	74.9%	100.0%	-	-

事務の種類別共同処理の状況（分野別）

（事務件数）

事務の種類	1 連携協約			2 協議会			3 機関等の共同設置			4 事務の委託			5 事務の代替執行			6 一部事務組合			7 広域連合			8 地方開発事業団			9 1～8の合計		
	R3年度	R5年度	増減	R3年度	R5年度	増減	R3年度	R5年度	増減	R3年度	R5年度	増減	R3年度	R5年度	増減	R3年度	R5年度	増減	R3年度	R5年度	増減	R3年度	R5年度	増減	R3年度	R5年度	増減
1 地域開発計画	15	15	-	26	24	-2	-	-	-	-	-	-	-	-	76	71	-5	20	18	-2	1	-	-1	138	128	-10	
2 第1次産業振興	37	37	-	13	13	-	-	-	-	226	226	-	-	-	136	128	-8	5	5	-	-	-	-	417	409	-8	
3 第2次産業振興	4	-	-4	-	-	-	3	3	-	2	2	-	-	-	16	15	-1	2	2	-	1	-	-1	28	22	-6	
4 第3次産業振興	19	19	-	2	3	1	3	4	1	6	6	-	-	-	23	22	-1	11	10	-1	-	-	-	64	64	-	
5 輸送施設	19	19	-	-	-	-	1	1	-	40	41	1	-	-	17	10	-7	6	6	-	-	-	-	83	77	-6	
6 国土保全	-	-	-	2	2	-	-	-	-	2	2	-	-	-	3	2	-1	3	3	-	-	-	-	10	9	-1	
7 厚生福祉	123	115	-8	22	24	2	275	274	-1	373	381	8	-	-	658	651	-7	251	251	-	-	-	-	1,702	1,696	-6	
8 環境衛生	5	26	21	22	24	2	7	5	-2	761	764	3	3	3	1,270	1,266	-4	82	85	3	-	-	-	2,150	2,173	23	
9 教育	50	53	3	63	64	1	33	32	-1	278	273	-5	-	-	139	135	-4	14	14	-	-	-	-	577	571	-6	
10 住宅	-	-	-	-	-	-	5	5	-	2	-	-2	-	-	3	2	-1	-	-	-	-	-	-	10	7	-3	
11 都市計画	-	-	-	4	4	-	8	9	1	19	21	2	-	-	17	17	-	2	2	-	-	-	-	50	53	3	
12 防災	6	6	-	81	90	9	1	1	-	428	447	19	-	-	821	817	-4	64	65	1	-	-	-	1,401	1,426	25	
13 その他	154	151	-3	43	42	-1	142	138	-4	4,615	4,652	37	-	-	402	398	-4	73	73	-	-	-	-	5,429	5,454	25	
総計	432	441	9	278	290	12	478	472	-6	6,752	6,815	63	3	3	3,581	3,534	-47	533	534	1	2	-	-2	12,059	12,089	30	

（注）連携協約、協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団の件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数に計上しているため重複がある。

なお、連携協約の件数は、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約以外の件数である。